

## ★ ..... ★

## いばらき消費生活 メールマガジン

# ★ . . . . . ★

2025年9月12日229号

## 1 けい！相談室です

## 広告と異なる粗悪品が届く通販トラブル

2 9月は「高齢者向け要質商法・三七電話詐欺被害防止共同キャンペーン」月間です

3. 繰り返し！クイズで「エシカル魔チエック」キャンペーン実施中！

1. はい！相談室です

## 広告と異なる粗悪品が届く通販トラブル

## 【相談事例】

SNS の広告を見て「セキュレーター」を代金引換で購入した。届いた商品の性能は広告とは異なり、首振り機能がなくリモコンも付属していない。家庭用扇風機くらいの大きさだったはずが、とても小型でおもちゃのようだった。広告では「返品、返金OK」と書かれていたので、返品したいと思ったが、海外の業者から発送されており「返品センター」と称する国内の連絡先に電話をしているが、まったくつながらない。

## 【アドバイス】

猛暑によりサーキュレーターの需要が高まり、SNS や動画配信サイトにも関連する広告が多く見受けられますが、トラブルも急増しています。中には「1秒で部屋の温度を下げる」等、ありえない性能を謳ったものも見受けられます。このような商品広告をうのみにしないようにしましょう。

また、代引き配達の場合、商品が届かないというトラブルを避けることはできますが、届いた商品が粗悪品だったというトラブルが発生しています。

特に海外事業者の場合、国内の問い合わせ先には、なかなか電話がつながらず、解決が難しいケースが多いです。動画配信サイト等の広告から注文画面に直結している場合がほとんどなので、事前の情報収集が重要です。信頼できる事業者なのか、商品説明に矛盾はないか、事業者名、住所、電話番号が明記されているか、注文確定前の「最終確認画面」の表示に返品・解約等の記載はあるかを必ず確認しましょう。事業者はこれら的情報を「特定商取引法に基づく表記」のページに表示しなければならないと法律で義務付けられています。表示がない事業者とは取引をしないようにしましょう。

困ったときには一人で悩まず、すぐに周囲の人や最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう。

### 〈参考資料〉

○国民生活センター 2025年8月20日公表

代引き配達を利用したインターネット通販のトラブルにご注意—代引き配達だからといって安心せず、販売サイトの表示等をよく確認しましょう

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250820\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250820_1.html)

「困ったな」「おかしいな?」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付ける公正な立

場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや）」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金はご負担ください。

2. 9月は「高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン」月間です

～みんなで防ごう！高齢者の悪質商法にレッドカード！！～

関東甲信越ブロックの1都9県6政令指定都市1団体では、悪質商法による高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年9月を「高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間」と定めています。

茨城県消費生活センターでは、県警察本部及び県内市町村と連携して「ニセ電話詐欺被害防止」についても啓発活動を実施しています。

高齢者の悪質商法被害を防ぐには、高齢者の周りにいる人が、高齢者の様子を気にかけて、変化に気づくことが重要です。「様子がおかしいな」と気づいたら、高齢者に声がけし、すぐに「消費者ホットライン（局番なし）188」にご相談下さい。

◆「パネル展」を開催中です！

悪質商法の手口と対処法などをわかりやすく解説したポスターを展示しています。ぜひお立ち寄りください！

場所：茨城県立図書館

期間：9/10（水）から9/23（火）まで

期間中の休館日：9/16（火）及び9/22（月）

◆「高齢者特別被害電話相談」を実施します！

高齢者本人だけでなく、家族やホームヘルパーなど周りの方の「気づき」による相談も受け付けています。

日時：9/16（火）・9/17（水）午前9時から午後5時まで

電話番号：029-225-6445

場所：茨城県消費生活センター茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

※なお、この期間以外にも相談を受け付けております。困った時はお早めにご相談ください！！

本キャンペーンの実施概要は、県消費生活センターのホームページ「いばらき消費生活なび」の特設ページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/campaign/old.html>

3. 締め切り迫る！クイズで「エシカル度チェック」キャンペーン実施中！

茨城県の特設サイト「エシカルいばらき」では、エシカル関連賞品が当たるエシカル度チェックキャンペーンを実施中です！

キャンペーン第1弾（7/15～9/15）では、「フェアトレードコーヒー」が20名様、「わけありふ

菓子」や「メモ帳セット」が各 15 名様に当たります!

是非、下記リンクより、キャンペーンへご参加ください！

URL : <https://ethical-ibaraki.pref.ibaraki.jp>

※応募は茨城県内在住の方に限ります。

～「エシカル消費」とは～

エシカル消費とは、「人・社会・地域・環境」に配慮して、商品やサービスを選択する消費行動のこと。

お問い合わせ先：茨城県生活文化課（029-301-2829）

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが  
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jpまでご連絡ください。

## 【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156